

News & Topics [工業会メール4月配信分より]

リンクをクリックすると詳しい情報を参照できます

■産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ中央環境審議会循環社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会第29回合同会合（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/7821>

■平成25年度京都メカニズムクレジット取得事業」の結果について（環境省）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17999>

■「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」及び「我が国におけるカーボン・オフセットの推進に向けた展望」の公表について（環境省）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17972>

■環境配慮経営ポータルサイト（環境省）

http://www.env.go.jp/policy/keiei_portal/index.html

■環境省イベント・キャンペーン情報

<http://www.env.go.jp/topics/index.html>

■2014年版中小企業白書をまとめました（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140425001/20140425001.html>

事務局からのお知らせ

第二回総会を下記にて開催いたします

日時：平成26年6月12日（木）

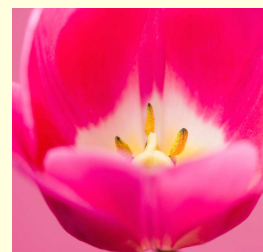
15：00～16：00 講演会

16：15～17：00 第2回定時社員総会

17：00～19：00 懇親会

場所：浅草ビューホテル

詳しいご案内は、別途郵送にてお知らせ申し上げます。ご確認をお願いいたします。



JRPFより

工業会では5/27から5/30まで東京ビッグサイトにて開催されます「2014NEW環境展」へ協賛出展いたします。ご来場の際はブースまでお立ち寄りいただけますよう、お願い申し上げます。

総務広報委員より

会報へのご意見ご感想がございましたらEメールまたはFAXにて下記までお願いいたします

E-mail:info@jrpf.gr.jp

FAX 03-5296-0303

寄稿 「わが社の防火対策」 寄稿 株式会社苫小牧清掃社 部長 山本 康二

弊社は、R P F 事業の他に木くずの破碎や混合物の選別処理を行っており、そのいずれも可燃物の取扱いの為、施設全体で様々な防火環境を整備しています。以下にいくつかの事例内容を御紹介致します。

1. 休日等の不在状況でも常に監視できるように火災報知機(屋内)と外部赤外線センサー(屋外)とセコムセンサーに連動させ規定の連絡網への連絡及び消防への通報を行います。
2. 全ベルトコンベアに自動温度感知装置を付け温度感知にて自動消化剤の噴霧をします。
3. 各機器を照らす発熱性のある投光器及び水銀灯をL E D 電球へ変更。
4. 屋内 2 箇所、屋外 1 箇所へエンジン式消化ポンプを設置し、自衛消防組織年間計画を基に年数回消火訓練を行う。
5. R P F の製品温度管理を実施
6. 年数回の全体エアークリーニング
7. 安全衛生会議でのリスクアセスの評価
8. A E D 装置の設置及び教育

以上の取り組みを行っていますが、その他にも基本的な作業は毎日の取り組みであり、継続的な課題と受け止めています。特に雪の影響を考え減容機設定温度を120～190度まで上げる為特に冬場の火災には注意をしています。また、異物(鉄物)混入での火災リスクも意識をしています。R P F 内に鉄物が混入される事により、その鉄と水分が合わさると酸化し、酸化した所から発熱を起こし発火となる現象もあります。

作業環境や取扱い品及び防火機器設備の状況により様々な環境の誤差はありますが、総合的に変わらず大切なのは従事者各々の意識だと思います。リスク意識が高まれば物の見方や改善策に対する積極性等に大きな影響があります。よって機器設備の充実も大事ですが最も重視しなければならないのが人材育成だと思います。

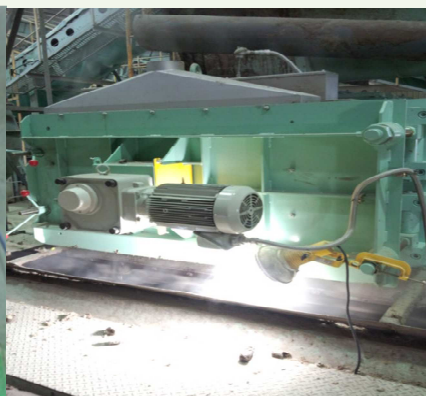
野外赤外線センサー



自動温度感知器



LED投光器



エンジン式消火ポンプ



消火訓練



AED装置



連載 容リ法制度見直し

「容リ法制度見直し」を検討する政府審議会

: 平成 26 年 3 月 25 日（第 9 回）、平成 26 年 4 月 30 日（第 10 回）より報告

第 9 回合同会合（3 月 25 日）では、次回（4 月 30 日審議会）からは抽出された論点を個々に検討していく段階にするという意図で、これまでの論点が整理されました。

審議会冒頭で、容リ法制度は「一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ること」を目的に制定された制度という定義が確認されました。そして、制度制定以来 15 年間にわたり、消費者・自治体・特定事業者（容器利用メーカー）・再生事業者がそれぞれステークホルダー（利益を享受する当事者）として努力し、また、最近ではそれぞれの関係者が連携する動きをして、分別収集・選別保管・再商品化は着実に進展し、制度としては定着したと審議会は評価しています。この評価をもって、環境省は制度は関係者の努力により進化しており、大きく制度は変える必要がないということを示しています。

前段として上記の状況理解を共有したうえで、今回の審議会では今後の審議会での論点を以下 5 点（1. リデュースの推進 2. リユースの推進 3. 分別収集・選別保管 4. 分別排出 5. 再商品化）に絞るので、それぞれの論点の中で論議したいことなどを各委員から提案されることを議長は求めました。

「再商品化」の論点ではプラスチックリサイクルの可能性について、専門家の意見を聞きたいとの意見が出ました。大学院工学部教授を中心に、プラスチックは水平リサイクルできない（熱を加え成形した材料は元の特性を持った材料には戻らない）ということが現実であり、手間暇かけて「材料リサイクル」ということにしか意味を持たないプラスチック製品を作るより、エネルギーとして資源有効活用をした方が理にかなっているという考えがあります。真に材料リサイクルに適するプラスチックリサイクル材料のみをマテリアル化し、その他はリカバリーという概念でエネルギー利用することが適切ではないかとの考えを論議に加えていただきたいとの提案がありました。（材料として再使用という概念に対して、リカバリーは資源価値回収という概念）

また、材料リサイクルかケミカルリサイクルかという選択肢に、エネルギーリカバリー率を尺度にしたリカバリーという選択を加えた、三者択一での健全な競争ということを論議に加えることを論議してほしいという意見もありました。制度の目的が「資源の有効な利用の確保」と確認されているので、この意見はもっともな意見と考えます。

健全な競争には適正な評価軸が必要で、評価軸（下記①～③）を例に挙げ、評価軸の論議が必要だとの提案がありました。

- ① 環型社会構築 ② 広い意味での資源の有効利用 ③ 製品付加価値（投入する社会的コストと作り出される製品の価値の相対関係）

（次ページへ）

(前ページのつづき)

エネルギー利用(リカバリー)をリサイクルの中でどのようにとらえるか、今後の論議の進め方、議長の采配が重要になると思われます。

第10回合同会合(4月30日)では、個別の論点についての討議として、1. リデュースの推進 2. リユースの推進について討議されました。「リデュース」の推進に関して、容器メーカーが環境のため、コスト削減のために継続的に容器の軽量化を図っていることの有効性が確認されました。プラスチック製容器包装の使用量は148万トンで、そのうちのレジ袋は3万トンですが、レジ袋削減はリデュースの象徴的な事例として、レジ袋の有料化・法制化なども含めて議論に時間が割かれました。歴史的には紙袋からプラスチック製レジ袋に推移してきましたが、それには買い物者(消費者)の利便性、生産者のコストなどの理由もあります。また、一例として文房具の過剰包装の制限についても論点に上がりました。はたして「環境」の旗印が、企業のデザイン・マーケティング・コスト設計の自由や消費者の選ぶ自由を制約できるのかは考えさせられました。企業のマーケティング・コスト設計、消費者の要望・利便が主で、それにかなう環境配慮設計が環境配慮容器の普及に現実的と考えます。

「リユース」については牛乳瓶の再普及について何らかの手段が取れないものか提案がありました。毎日、牛乳瓶で牛乳を飲むと気持ちが良いという発言がありましたが、日本国民全員が同様な気持ちを持てるものか疑問です。コカ・コーラはかつてコストダウンを目的に瓶での飲料供給(10数年前、PET ¥22、缶 ¥13、瓶 ¥9以下)を続けましたが、結局、消費者は利便性からPET飲料を選んだという事例が報告されました。審議会が国民を引っ張る存在であることは重要な事実ながら、審議会が国民の意識とかけ離れることはないのか、また、国民1億3千万人と同じ目線で討議しているのか疑問をもつところです。また、「環境」という名のもとに、選択の自由が必要以上に制限されかねないことに懸念を感じました。環境対応は選択の自由な意思を持つ国民のモラル、意識によることがよいのではないかと考えます。

第9回審議会では委員長からはCSRを企業活動が社会へ与える影響に責任を持つという corporate social responsibility ではなく、主体的関係者であるべき Stake Holder が共創する Creating Shared Value ととらえ、お互いの役割の違いを認識して皆で何かを創っていくように大所高所から審議会では議論しようとのことご指示がありました。広く国民の益になる議論を審議会にはこれからも期待します。

(瀬田 英博)

